

川越市国民健康保険 赤字解消・削減計画書

平成30(2018)年度～平成35(2023)年度

平成30年3月

川 越 市

目 次

第1章 基本的な事項	1
1 計画策定の背景	1
2 計画策定のねらい	1
3 計画期間	2
4 進行管理	2
5 解消・削減すべき赤字の定義	2
6 赤字解消・削減の目標額及びその考え方	2
7 その他経営改善のための方策	2
第2章 川越市国民健康保険赤字解消・削減計画	3
1 国保事業費納付金、被保険者数の見通し	3
2 赤字額の見込み（現行の取組みの場合）	3
3 法定外一般会計繰入金額等の決算額の推移	3
4 要因分析	4
5 本計画における赤字解消・削減の基本方針及び赤字解消・削減の目標額	4
6 赤字解消・削減対策	5
7 赤字解消・削減対策取組み後の見込み	9

第1章 基本的な事項

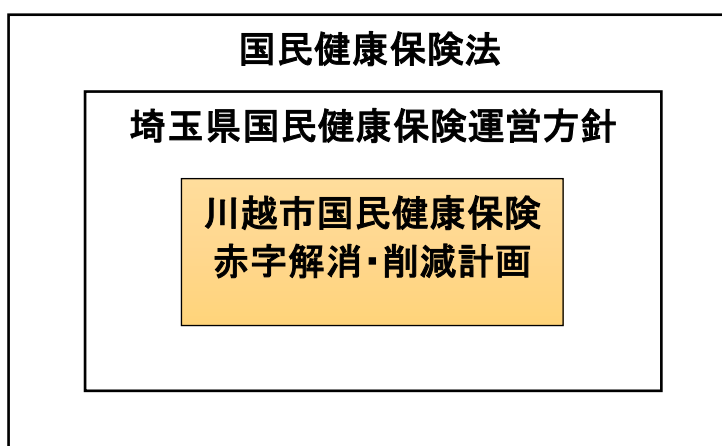
1 計画策定の背景

市町村国民健康保険（国保）は、被用者保険と比べ、被保険者に占める高齢者の割合が大きく医療費水準が高い、低所得者が多く必要な税収の確保が難しい、小規模保険者が多く財政運営が不安定である等の構造的な問題を抱え、厳しい財政運営が続いています。

このような問題を解決するため、国は、平成30年度から毎年度約3,400億円の公費投入を行い、国保の財政基盤を強化するとともに、都道府県が新たに財政運営の責任主体となり、市町村と共同で国保の財政運営を行うこととなります。

都道府県が市町村と共同保険者になるにあたり、国保財政の健全化を図るため、赤字市町村は、各都道府県が策定した国民健康保険運営方針に基づき、赤字解消・削減計画を策定することとされており、

本市は、埼玉県が平成29年9月に策定した埼玉県国民健康保険運営方針を踏まえ、赤字解消・削減計画を策定します。



2 計画策定のねらい

本計画では、従来経営改善の柱とされてきた医療費の適正化や保険税率の見直し、収納率の向上のほか、新たに「健康経営※」の視点を取り入れております。

健康経営は、企業の健康経営への取組みを国や地方自治体が支援することが一般的ですが、本計画では、保険者である川越市国民健康保険が、自ら率先して健康経営に取組み、実践するものです。

このような考え方のもと、被保険者の健康管理を国民健康保険事業の経営問題としてとらえ、被保険者の健康の維持・増進を図ることで、生活の質（quality of life、QOL）の向上と保険者の経営の改善・安定化を目指します。

併せて、本市における国民健康保険の医療費水準の状況、保険税設定の状況及び保険税収納率の状況等の赤字の要因分析を行い、赤字解消・削減のための取組み、目標年次等を具体的に定めることにより、計画的、段階的に赤字を解消・削減してまいります。

※「健康経営」とは非営利活動法人健康経営研究会の登録商標で、「企業が従業員の健康に配慮することによって、経営面においても大きな効果が期待できる」との基盤に立って健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践することを意味しています。

3 計画期間

計画の対象期間は、平成30年度から平成35(2023)年度までの6年間とします。ただし、必要に応じて見直しを行うこととします。

4 進行管理

対策毎に進行管理表を作成し、毎年度、進行管理を行います。

5 解消・削減すべき赤字額の定義

解消・削減すべき赤字額は、国・県と同様に「決算補填目的の法定外一般会計繰入額」と「決算補填目的の繰上充用金」の合算額とします。

6 赤字解消・削減の目標額及びその考え方

赤字解消・削減の目標額は、11億円とします。

本市の場合、国の求める解消すべき赤字の額は、平成28年度の決算補填目的の法定外一般会計繰入金である約8億円ですが、本計画期間で見込まれる解消・削減すべき赤字額の平均は、約15億円を見込んでおります。このため、平成28年度の決算補填目的の法定外一般会計繰入金である約8億円の赤字を削減してもなお、解消すべき赤字が存在することとなります。

また、国民健康保険の制度改革に際し、国からは被保険者への負担が急激なものとならないよう激変緩和への配慮が一層求められております。

このようなことから、平成28年度の決算補填目的の法定外一般会計繰入金である8億円と本計画期間で見込まれる解消・削減すべき赤字額の平均である15億円との平均額11億円を本計画における赤字解消・削減の目標額とします。

7 その他経営改善のための方策

保険者努力支援制度等を十分に活用し、歳入の確保を図ります。

第2章 川越市国民健康保険赤字解消・削減計画

1 国保事業費納付金、被保険者数の見通し

単位：千円

	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)	平成34年度 (2022年度)	平成35年度 (2023年度)
国保事業費納付金見込額(全県)	198,841,215	196,825,750	193,726,122	190,679,512	187,864,058	184,997,645

単位：人

	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)	平成34年度 (2022年度)	平成35年度 (2023年度)
被保険者数(全県)	1,714,116	1,655,836	1,599,537	1,545,152	1,492,616	1,441,867
被保険者数(川越市)	83,727	80,880	78,130	75,473	72,906	70,427

単位：円

	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)	平成34年度 (2022年度)	平成35年度 (2023年度)
一人当たり概算納付金額(全県)	116,002	118,322	120,688	123,101	125,563	128,074
対平成30年度比増減率(全県)	-	102.0%	104.0%	106.1%	108.2%	110.4%

埼玉県作成データを基に作成

2 赤字額の見込み(現行の取組みの場合)

[川越市]

単位：千円

	平成28年度 (2016年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)	平成34年度 (2022年度)	平成35年度 (2023年度)
①保険税収入見込額		6,617,457	6,392,441	6,175,092	5,965,093	5,762,207	5,566,277
②国保事業費納付金見込額		9,530,439	9,490,304	9,350,338	9,212,500	9,076,617	8,886,732
③算定可能な市町村向け公費		1,429,440	1,408,450	1,387,768	1,367,377	1,347,286	1,327,502
④赤字総額 [②-(①+③)]	958,495	1,483,542	1,689,413	1,787,478	1,880,030	1,967,124	1,992,953
⑤決算補填等以外の目的	142,803	260,769	260,769	260,769	260,769	260,769	260,769
解消・削減すべき赤字額 (④-⑤)	815,692	1,222,773	1,428,644	1,526,709	1,619,261	1,706,355	1,732,184

平成30～35年度の解消・削減すべき赤字額の平均額 1,539,321

本市の歳入である「①保険税収入見込額」と「③算定可能な市町村向け公費」は、平成30年度以降いずれも毎年度減少し、その合計は、平成35(2023)年度には、同30年度と比較して約14.3%減の見込みです。

一方、本市の歳出である「②国保事業費納付金見込額」も、毎年度減少しますが、同様の比較で約6.8%減の見込みです。

以上のことから、計画年度の進捗に伴い、歳出見込額と歳入見込額の乖離が拡大し、赤字額の増加が見込まれることとなります。

3 法定外一般会計繰入金額等の決算額の推移

[川越市]

単位：円

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平均
①法定外一般会計繰入金	1,461,578,556	1,370,871,638	1,421,065,915	1,531,236,656	2,240,127,904	1,604,976,134
②前年度繰越金	1,706,502,329	1,864,268,526	2,032,899,191	1,835,021,639	621,027,052	1,611,943,747
③形式収支	1,864,268,526	2,032,899,191	1,835,021,639	621,027,052	1,902,659,821	1,651,175,246
④実質収支 [③-(①+②)]	△ 1,303,812,359	△ 1,202,240,973	△ 1,618,943,467	△ 2,745,231,243	△ 958,495,135	△ 1,565,744,635

形式収支＝歳入総額－歳出総額

実質収支＝形式収支－(法定外一般会計繰入金＋前年度繰越金)

4 要因分析

(1)「健康経営」及び医療費の状況

①「健康経営」事業の状況

- ・糖尿病性腎症重症化予防事業
- ・がん検診との連携事業
- ・「健康づくり」の取組み

②特定健診等受診(実施)率(平成28年度)

	特定健診	特定保健指導
川越市 ①	40.7%	14.0%
全県平均 ②	38.9%	17.9%
全県平均との差 (①-②)	1.8pt	▲3.9pt

(2)現在の保険税の設定状況

①税率設定

		所得割	資産割	均等割	平等割
基礎課税分	現行税率① (平成29年度)	7.35%	-	21,800円	-
	標準保険税率② (本市算定基準)	8.50%	-	22,287円	-
	較差 (①-②)	▲1.15pt	-	▲487円	-
支援金分	現行税率① (平成29年度)	2.20%	-	6,400円	-
	標準保険税率② (本市算定基準)	3.05%	-	7,847円	-
	較差 (①-②)	▲0.85pt	-	▲1,447円	-
介護分	現行税率① (平成29年度)	1.40%	-	9,000円	-
	標準保険税率② (本市算定基準)	2.05%	-	12,360円	-
	較差 (①-②)	▲0.65pt	-	▲3,360円	-

標準保険税率は、本市の算定基準に基づく税率を記載しており、平成29年度の本市の応能応益比率に準じた賦課割合となっています。

③医療費指数

	医療費指数
川越市 ①	0.93734
全県平均 ②	0.93181
全県平均との差 (①-②)	0.00553

②賦課限度額設定

		賦課限度額			賦課限度額
基礎課税分	現行設定額① (平成29年度)	540,000円	介護分	現行設定額① (平成29年度)	160,000円
	法定額② (平成29年度)	540,000円		法定額② (平成29年度)	160,000円
	較差 (①-②)	0円		較差 (①-②)	0円
支援金分	現行設定額① (平成29年度)	190,000円			
	法定額② (平成29年度)	190,000円			
	較差 (①-②)	0円			

(3)保険税収納率の状況

①現年度分

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	3か年度 平均増減率	目標収納率	標準収納率	較差 (28年度-目標)
現年度分	90.59%	90.26%	90.48%	▲0.05pt	92.00%	90.28%	▲1.52pt

②現年度・滞納繰越分計

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	3か年度 平均増減率	全県平均	較差 (28年度-全県)
現年度・滞納繰越分計	65.58%	66.70%	68.25%	1.34pt	66.07%	2.18pt

5 本計画における赤字解消・削減の基本方針及び赤字解消・削減の目標額

赤字解消・削減のための対策として医療費適正化対策、保険税設定の見直し及び収納率向上対策に加え、「健康経営」を実施することにより、経営改善を図ります。

なお、保険税設定の見直しは、応能割(所得割)と応益割(均等割)の賦課割合については、中間所得層への配慮及び後期高齢者医療制度への安定移行の観点から、6対4を基本とします。保険税率については、県が示す標準保険税率と本市の保険税率との乖離状況を勘案し決定することとし、他の対策とともに計画的、段階的に赤字解消・削減を図ります。

これらのことから、本計画における赤字解消・削減の目標額は、第1章 6に定めるとおり、11億円とします。

なお、この目標額達成後においても存在する赤字については、本市の実情等を踏まえ、その解消・削減に努めることとします。

6 赤字解消・削減対策

(1)「健康経営」及び医療費適正化対策

平成 30年度 (2018 年度)	<p>①「健康経営」事業の推進</p> <p>-1 糖尿病性腎症重症化予防対策事業の実施 市町村と国保連合会の共同事業である「生活習慣病重症化予防対策事業」を実施し、糖尿病の重症化を予防し、医療費のを適正化を目指します。</p> <p>-2 特定健康診査と個別のがん検診と同時受診の体制強化 従来実施していた大腸・前立腺・子宮・乳がんのがん検診に加え、個別胃がん検診を特定健診と同時に受診できるようにし、より安価で受診でき、受けやすい体制を整えます。</p> <p>-3 ときも健康プロジェクトの推進 他部を含めた関係課の協力体制を築き、特定健康診査・がん検診の受診率向上及び市民の健康の意識啓発を促し、ひいては医療費の適正化を目指します。</p> <p>-4 スポーツや運動関連の情報提供 被保険者へ市が開催するスポーツや運動関連の教室やイベントの情報提供を行うなど連携を図ります。</p> <p>-5 関係機関との連携 特定健康診査を実施する医療機関等にアンケートを実施し、意見に対する改善策を講じるとともに、特定健診の実施状況等に関する情報提供を行い、啓発活動の協力体制を構築します。</p> <p>-6 地域包括ケアの推進 KDBデータ等を活用し地域の健康課題等を分析し、地域ケア会議等で情報提供等を行い関係者と情報や課題を共有します。</p> <p>-7 経営改善の方策 保険者努力支援制度等を十分に活用し、歳入の確保を図ります。</p> <p>-8 健康長寿埼玉プロジェクトの推進 埼玉県との共同事業である「健康長寿埼玉プロジェクト」及び埼玉県コパトン健康マイレージ事業を実施し、ポイントをためるなど楽しみながら健康づくりに取組めるように工夫し、健康寿命の延伸と医療費の抑制を目指します。</p> <p>②保健事業</p> <p>-1 「保健事業等実施計画(データヘルス計画)」の推進(計画の期間:平成30年度～35(2023)年度まで) 平成29年度に策定した「保健事業等実施計画(データヘルス計画)」(第2期保健事業実施計画)に基づき、保健事業の実施及び評価を行いPDCAサイクルに沿った効果的・効率的な事業運営を図ります。</p> <p>-2 特定健康診査受診率・特定保健指導実施率の向上 平成29年度に策定した「保健事業等実施計画(データヘルス計画)」(第3期特定健康診査等実施計画を含む)に基づき、数値目標を設定し、目標達成に向けた啓発や健診や保健指導を受けやすい環境整備に努めます。</p> <p>③医療費適正化</p> <p>-1 レセプト点検強化 診療報酬点数表及び薬価基準等に基づく縦覧点検を行い、適正化を進めます。 交通事故等第三者行為によって生じた保険給付の疑いがあるレセプトを抽出し、病院及び被保険者に確認し、第三者求償につなげます。</p> <p>-2 療養費支給の適正化 柔道整復療養費について、多日数、多部位、長期受診等の単月点検及び縦覧点検を行い、適正化を進めます。 医科、歯科等の入院レセプトと療養費支給申請書を突合し、確認し、請求誤りと判断したものは過誤処理します。</p> <p>-3 ジェネリック医薬品の使用促進 ジェネリック医薬品希望シールの配布、利用差額通知の実施、イベント等で被保険者や関係機関への周知を行います。</p> <p>-4 第三者求償の取組み 第三者行為によって生じた保険給付の疑いがあるレセプトを抽出し、病院及び被保険者に確認することにより、届出がない第三者求償案件の発見に努めます。 国保連合会作成のリスト(第三者が疑われる者)を活用し、届出がない第三者求償案件の発見に努めます。 国で設置した第三者行為求償アドバイザーをより一層活用し、第三者求償に役立てます。</p> <p>-5 不当利得返還金の取組み 電話催告、臨宅催告の実施や保険者間調整を積極的に案内することにより、収入率の向上を図ります。</p> <p>-6 医療費通知の取組み 被保険者の医療に対する理解の促進や診療報酬の内容の確認のため、医療費の額、受診年月日、医療機関名、日数等を記載した医療費通知を被保険者に送付します。</p>
----------------------------	--

<p>平成 31年度 (2019 年度)</p>	<p>①「健康経営」事業の推進 -1から8まで継続実施 -9 健康メッセージ事業 子供から両親や祖父母へ健診を受けるようにするなどの健康メッセージを送ります。 -10 他の医療保険者との共同事業の実施 特定保健事業の共同実施</p> <p>②保健事業 -1から2まで継続実施</p> <p>③医療費適正化 -1から6まで継続実施 -7 残薬問題に関する対策 残薬管理を行うためのかかりつけ薬局やお薬手帳の普及やかかりつけ医療機関との連携 -8 重複受診、頻回受診及び重複服薬 レセプトから重複受診、頻回受診及び重複服薬を抽出し、適正受診、適正服薬の指導に取り組めます。</p>
<p>平成 32年度 (2020 年度)</p>	<p>①「健康経営」事業の推進 -1から10まで継続実施</p> <p>②保健事業 -1から2まで継続実施 -3 保健事業等実施計画(データヘルス計画)の中間評価を行い計画を見直します。</p> <p>③医療費適正化 -1から8まで継続実施</p>
<p>平成 33年度 (2021 年度)</p>	<p>①「健康経営」事業の推進 -1から10まで継続実施</p> <p>②保健事業 -1から2まで継続実施</p> <p>③医療費適正化 -1から8まで継続実施</p>
<p>平成 34年度 (2022 年度)</p>	<p>①「健康経営」事業の推進 -1から10まで継続実施</p> <p>②保健事業 -1から2まで継続実施</p> <p>③医療費適正化 -1から8まで継続実施</p>
<p>平成 35年度 (2023 年度)</p>	<p>①「健康経営」事業の推進 -1から10まで継続実施</p> <p>②保健事業 -1から2まで継続実施 -3 次期保健事業等実施計画(データヘルス計画)を策定します。</p> <p>③医療費適正化 -1から8まで継続実施</p>

(2) 保険税設定の見直し

<p>平成 30年度 (2018 年度)</p>	<p>①保険税設定の見直しに向けた検討 ・応能割(所得割)と応益割(均等割)※1の賦課割合※2及び税率設定を見直します。 ・必要に応じ、賦課限度額や軽減判定所得額等を見直します。</p> <p>②保険税の改定を実施 ・必要に応じ、賦課限度額や軽減判定所得額等の改定を実施</p>
<p>平成 31年度 (2019 年度)</p>	<p>①保険税設定の見直しに向けた検討 継続実施</p> <p>②保険税の改定を実施 ・税率の改定を実施 ・必要に応じ、賦課限度額や軽減判定所得額等の改定を実施</p>
<p>平成 32年度 (2020 年度)</p>	<p>①保険税設定の見直しに向けた検討 継続実施</p> <p>②保険税の改定を実施 ・必要に応じ、賦課限度額や軽減判定所得額等の改定を実施</p>
<p>平成 33年度 (2021 年度)</p>	<p>①保険税設定の見直しに向けた検討 継続実施</p> <p>②保険税の改定を実施 ・税率の改定を実施 ・必要に応じ、賦課限度額や軽減判定所得額等の改定を実施</p>
<p>平成 34年度 (2022 年度)</p>	<p>①保険税設定の見直しに向けた検討 継続実施</p> <p>②保険税の改定を実施 ・必要に応じ、賦課限度額や軽減判定所得額等の改定を実施</p>
<p>平成 35年度 (2023 年度)</p>	<p>①保険税設定の見直しに向けた検討 継続実施</p> <p>②保険税の改定を実施 ・税率の改定を実施 ・必要に応じ、賦課限度額や軽減判定所得額等の改定を実施</p>

※1 応能割(所得割)と応益割(均等割)

応能割は、加入者の負担能力に応じて負担を求めるもので、所得に応じて課税する所得割額が該当します。
 応益割は、加入者の受益に応じて負担を求めるもので、1人当たり定額で課税する均等割額が該当します。

※2 賦課割合

賦課割合は、応能割で集める税額と応益割で集める税額の比率を言います。

平成29年度時点における川越市国民健康保険の賦課割合は、基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額はおおむね7対3、介護納付金課税額はおおむね6対4となっています。

(3) 収納率向上対策

<p>平成 30年度 (2018 年度)</p>	<p>①口座振替の推進 国民健康保険の資格取得に係る届け出時に口座振替を案内するなど、原則口座振替を推進し、納期内納付の意識付けを行うことにより滞納の抑制を図ります。</p> <p>②川越市納税呼びかけセンターを活用した納付勧奨 会話による納税者一人ひとりへの早期の納付勧奨を通じた納付忘れの案内や納税意識の呼び戻しを推進し、自主的な納付の増進を図ります。 ※開設日時の変更など呼びかけセンターの効果的な運用の検討</p> <p>③現年課税分未納者に対する早期の差押えの実施 給与など継続的な債権の差押えを早期に実施し、新たな滞納繰越の発生を抑制し、現年課税分に係る収入確保への注力を推進します。</p> <p>④徴取困難事案の処分停止による収入未済額の圧縮 納付困難世帯の財産調査を早期に実施するとともに納付と処分停止の見極めを的確に行うことで、収入未済額(滞納繰越額)の圧縮を図り、現年課税分に係る収入確保への注力を推進します。</p> <p>⑤新たな納付手法の導入 ペイジー納付やクレジット納付などの新たな納付手法の導入を推進し、納付に係る利便性を向上させます。 ※導入に係る基本計画の策定、及び、システム開発の開始</p> <p>⑥短期被保険者証・資格証明書の活用 短期被保険者証及び資格証明書を有効活用し、納税相談等の機会を確保します。</p> <p>⑦資格の適正化 ・税・年金情報等を基に、他の健康保険に加入していると考えられる世帯への脱退勧奨等を行います。 ・被保険者証や納税通知書が郵送戻りとなった居所不明世帯に対する居住実態調査を徹底します。</p>
<p>平成 31年度 (2019 年度)</p>	<p>①、③、④、⑥、⑦は継続実施</p> <p>②川越市納税呼びかけセンターを活用した納付勧奨 ※開設日時の変更など呼びかけセンターの運用変更</p> <p>⑤新たな納付手法の導入 ペイジー納付やクレジット納付などの新たな納付手法の導入を推進し、納付に係る利便性を向上させます。 ※システム開発</p>
<p>平成 32年度 (2020 年度)</p>	<p>①、③、④、⑥、⑦は継続実施</p> <p>②川越市納税呼びかけセンターを活用した納付勧奨 ※運用変更結果の検証並びに一層の効果的な運用方法の検討及び実施</p> <p>⑤新たな納付手法の導入 ペイジー納付やクレジット納付などの新たな納付手法の導入を推進し、納付に係る利便性を向上させます。 ※運用開始</p>
<p>平成 33年度 (2021 年度)</p>	<p>①、②、③、④、⑥、⑦は継続実施</p> <p>⑤新たな納付手法の導入 ペイジー納付やクレジット納付などの安定的な運用により、納付に係る利便性を向上させます。</p>
<p>平成 34年度 (2022 年度)</p>	<p>①、②、③、④、⑤、⑥、⑦を継続実施</p>
<p>平成 35年度 (2023 年度)</p>	<p>①、②、③、④、⑤、⑥、⑦を継続実施</p>

7 赤字解消・削減対策取組み後の見込み

単位：千円

		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)	平成34年度 (2022年度)	平成35年度 (2023年度)
解消すべき赤字額 (取組前)		1,222,773	1,428,644	1,526,709	1,619,261	1,706,355	1,732,184
赤字解消・削減の目標額 ①		1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
取組 字に 削 よ 減 る 額	健康経営・ 医療費適正化	50,000	50,000	70,000	70,000	100,000	111,000
	保険税設定	0	300,000	300,000	600,000	600,000	900,000
	収納率向上	47,000	64,000	76,000	85,000	89,000	89,000
	合計 ②	97,000	414,000	446,000	755,000	789,000	1,100,000
取組後赤字額 (①－②)		1,003,000	686,000	654,000	345,000	311,000	0
目標とする赤字削減 の達成割合 (②／①)		8.8%	37.6%	40.5%	68.6%	71.7%	100.0%